

京都市道路認定基準（私有道路等）

（目的）

第1条 この基準は、私人等が築造した道路（道路関係法、都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法、住宅地区改良法、独立行政法人都市再生機構法及び地方住宅供給公社法に基づく事業により、公共団体が設置した道路及び建設局が管理している道路を除く。）を道路法第8条の規定に基づき市道として認定するために必要な事項を定め、もって道路行政の適正な運営を確保することを目的とする。

（敷地の権原）

第2条 認定する道路の敷地（国有地を除く。）は、分筆登記が完了し、かつ、所有権の完全な行使が阻害される他の権利等が存しない状態で、所有者が本市に寄付し、又は法律に基づき本市に帰属するものでなければならない。ただし、道路の敷地の所有権を本市に移転することができない特段の理由があり、かつ、市長がやむを得ないと認めたときは、地上権設定契約（無償であるものに限る。）又は使用貸借契約によることができるものとする。

（利用の状況）

第3条 認定する道路は、不特定多数の人又は車両が現に通行しているもの又は通行することが予測されるものでなければならない。

（接続先）

第4条 認定する道路は、その起点又は終点の一方（以下「一方」という。）が道路法上の道路（以下「公道」という。）に接続し、他方（一方でない起点又は終点をいう。以下同じ。）が公道、建築基準法第42条第1項第2号から第5号までに規定する道路又は学校、公園その他の公共の用に供する施設に接続していなければならない。

2 前項に定める起点又は終点において接続する公道等は、不特定多数の人又は車両が通り抜け可能なものでなければならない。

(開発行為により設置された道路の特例)

第5条 認定する道路が都市計画法に基づく開発行為（以下「開発行為」という。）に伴って設置された道路（以下「開発道路」という。）である場合は、前条第2項の規定にかかわらず、前条第1項に定める起点又は終点において接続する公道等は、不特定多数の人及び車両が通り抜け可能なものでなければならない。ただし、当該開発道路に転回広場（車両を転回することができる袋路状道路で参考図に示す形状のものをいう。以下同じ。）が設置されている場合は、この限りではない。

2 開発行為に伴って設置された開発道路で、次の各号の一に該当するものについては、前条の規定にかかわらず、市道として認定することができる。

- (1) 一方が公道に接続し、他方が当該開発行為に伴う開発道路に接続しているもの。
- (2) 一方が公道に接続し、他方が当該開発行為の区域（以下「開発区域」という。）に隣接する土地に接続しているもの。ただし、当該隣接地において、今後の開発行為により今回の開発道路と接続され、かつ、公道等に通り抜け可能となることが見込まれる場合（開発行為の余地がある土地）に限る。
- (3) 一方が公道に接続し、他方は袋路状で、隣接地に開発余地もないが、転回広場が設置されているもの。

(位置指定道路の特例)

第6条 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路（以下「位置指定道路」という。）で、一方が公道に接続し、他方は袋路状であるもので、幅員が6メートル以上あり、かつ、転回広場が設置されているものは、第4条の規定にかかわらず、市道として認定することができる。

(突き出し道路)

第7条 第4条、第5条第2項第1号若しくは第2号の基準を満たす開発道路又は第4条の基準を満たす位置指定道路に接続し、一体の道路網を形成していると認められる袋路状道路（突き出し道路）で、次の各号の全てに該当するものは、第4条の規定にかかわらず、市道として認定することができる。

- (1) 幅員が6メートル以上であるもの。
- (2) 延長が7メートル以上20メートル以下であるもの。又は、延長が20メートルを

超える場合で転回広場が設置されているもの。

(道路の構造等)

第8条 道路の構造等は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 幅員は、6メートル以上とすること。ただし、幅員が4メートル以上の道路又は建築基準法第42条第2項の規定による指定を受けた幅員が2.7メートル以上の道路で、公共性を有し、かつ、市長が特に必要があると認めるものについては、この限りではない。
- (2) 交差箇所については、隅切りを設置すること。ただし、道路管理上支障がないと認められる箇所については、この限りではない。
- (3) 縦断こう配は、9パーセント以下とすること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り12パーセント以下とすることができる。
- (4) 階段状でないこと。
- (5) 路面は舗装されていること。
- (6) 路面及び道路構造物に損傷箇所がなく、通行車両が道路に与える衝撃や地震、風圧等に対して安全なものであること。
- (7) 排水施設が整備されており、路面排水の流末は、民有地を経由することなく公共の排水施設に流入していること。
- (8) 道路の安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、道路照明灯、転落防止柵等の道路付属物が設置されていること。
- (9) 道路区域となる部分を占用する物件については、京都市道路占用許可基準に適合していること。

(自転車専用道路等に係る適用除外)

第9条 道路法第48条の13の規定に基づき自転車専用道路等の指定をすることとなる道路で、開発行為に伴ってあらかじめ道路管理者と協議し設置されたものについては、前条第1号から第3号までの規定は適用しない。

- 2 前項で指定する道路のうち、歩行者専用道路については、地形等によりやむを得ないと認められるものに限り、前条第4号の規定は適用しない。

(その他)

第10条 本基準の適用に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

この基準は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

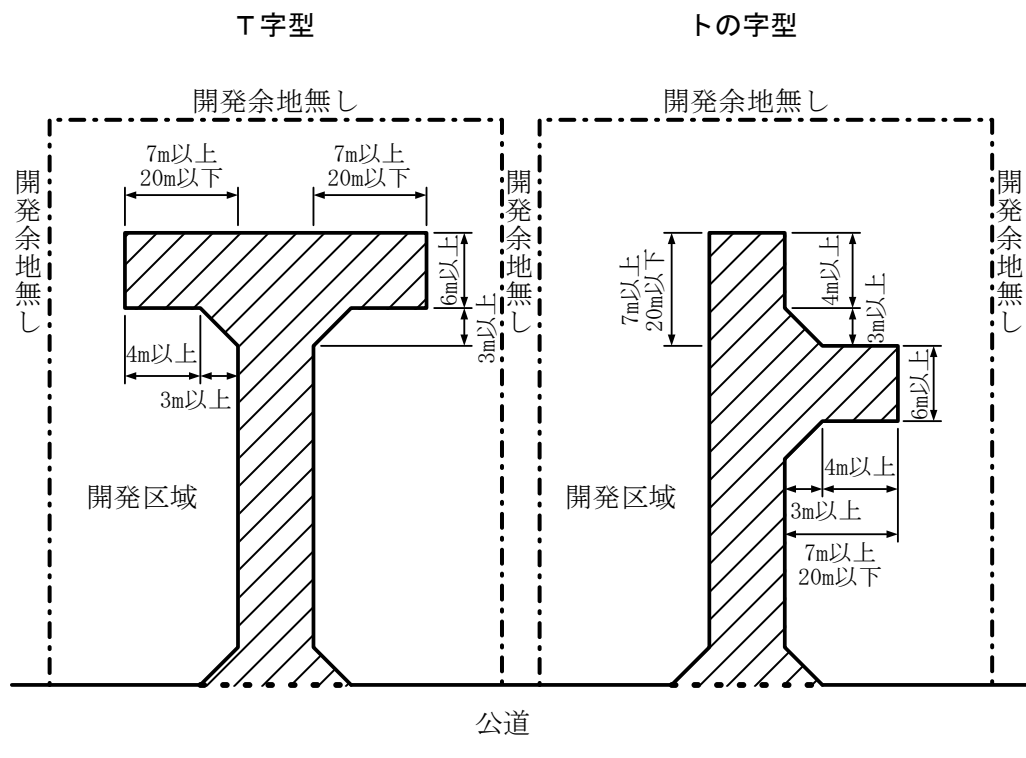
附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

転回広場の参考図（第5条，第6条関係）



※出典：京都市開発技術基準